

山行時の私有自動車使用規定 しわくハイキングクラブ

第1条・目的

私有自動車を使用して山行を行う場合、事故を未然に防ぎ、また万一事故発生の際、損害費用の負担等の処理をスムーズにすることを目的とする。

第2条・対象

しわくハイキングクラブが実施する山行に適用する。

第3条・使用自動車

山行に使用する車は次の項目を満たしている車とする。

- 1、法定点検整備を受けていること。
- 2、任意保険に加入していること。

対人 無制限、 対物 500万円以上、 搭乗者傷害 500万円以上

第4条・交通事故

万一事故が起こった場合は、道路交通法に従い常識的に処理する。

第5条・損害賠償

事故に遭った搭乗者及びその家族は、クラブまたは運転者に対し、当該車両の強制、任意の両保険の賠償範囲を超えた請求は出来ない。一般の傷害保険に加入しておく。

第6条・使用費用

別に定めた「車両提供費」によるものとする。

第7条・自動車のトラブルと修理費用

- 1、交通違反は、運転者の責任に帰す。
- 2、山行中の故障の原因が明らかに当該山行にあるものは、修理費用は会が負担することが出来る。
- 3、所有者が事故を起こした場合、その修理費用は所有者の加入する保険で処理する事を原則とする。又所有者以外の者の責任に帰する事故については原則として運転者とするが、パーティで協議する。

第8条・会の責任

事故の責任は法的には、事故を起こした本人に定められており、何人も肩代わり出来ない。会は責任を負わない。全て当事者とパーティに帰する。

附則

第9条・この規定は平成20年4月6日より実施します。